

岩手沿岸南部広域環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成18年 4月21日 条例第9号

改正 平成19年 3月30日 条例第3号

平成20年12月 1日 条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条、第203条の2第4項及び第204条第3項の規定により、管理者、副管理者、監査委員及びその他地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第2号に定める職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類及び額)

第2条 特別職の職員の受ける報酬は年額又は日額とする。

- 2 報酬の額は、法第3条第3項第2号に定める職員を除き、別表のとおりとする。
- 3 法第3条第3項第2号に定める職員の報酬の額は、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和30年条例第13号）別表第1に掲げるその他条例等に基づき設置された委員会の委員の報酬の額を適用する。

(報酬の支給方法)

第3条 年額の報酬を受ける特別職の職員の報酬は、毎会計年度支給するものとし、会計年度の途中において職員となり、又は職員でなくなったときは、その年度の在職月数（1月未満の端数のあるときは、1月とする。）を基礎として支給する。

- 2 前項の報酬は、毎年3月にこれを支給し、その支給方法については、一般職の職員の例による。
- 3 日額の報酬を受ける特別職の職員の報酬は、勤務のため出席した都度支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が職務のため旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の費用弁償の額及び支給方法は、釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和30年釜石市条例第13号）に規定する特別職の職員に支給する額とし、支給方法については同条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日条例第3号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		報酬年額
管理者		35,000円
副管理者		29,000円
監査委員	岩手沿岸南部広域環境組合議会の議員のうちから 選任された委員	20,000円
	知識経験を有する者の中から選任された委員	29,000円